

議案第 55 号

寒川町介護保険条例の一部改正について

寒川町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 11 月 30 日提出

寒川町長 木 村 俊 雄

提案理由

社会情勢等の変化に鑑み、介護認定審査会委員の定数の上限を引き上げるとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、条文の整理を図るため提案する。

寒川町条例第 号

寒川町介護保険条例の一部を改正する条例

寒川町介護保険条例（平成 12 年寒川町条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「13 人」を「25 人以内」に改める。

第 13 条第 2 項第 1 号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。次条において同じ。）」に改める。

第 14 条第 2 項第 1 号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。

附 則

この条例は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定は同年 4 月 1 日から施行する。

寒川町介護保険条例新旧対照表

現行	改正案
～略～	～略～
(介護認定審査会の委員の定数)	(介護認定審査会の委員の定数)
第2条 寒川町介護認定審査会(以下「認定審査会」という。)の委員の定数は、 <u>13人</u> とする。	第2条 寒川町介護認定審査会(以下「認定審査会」という。)の委員の定数は、 <u>25人以内</u> とする。
～略～	～略～
(保険料の徴収猶予)	(保険料の徴収猶予)
第13条 (略)	第13条 (略)
2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、町長に提出しなければならない。	2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、町長に提出しなければならない。
(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所	(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名、 <u>住所及び個人番号</u> (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。次条において同じ。)
_____	_____
_____	_____
_____	_____
(2)・(3) (略)	(2)・(3) (略)
(保険料の減免)	(保険料の減免)
第14条 (略)	第14条 (略)
2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前々月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。	2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前々月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。
(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所	(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名、 <u>住所及び個人番号</u>
_____	_____
(2)・(3) (略)	(2)・(3) (略)
3 (略)	3 (略)
～略～	～略～

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は同年4月1日から施行する。

県内他市町の介護認定審査会状況（抜粋）

平成27年4月1日現在

	第1号被保険者数	委員定数	合議体数	合議体委員定数	1回の平均審査件数
寒川町（現行）	11,646	13人	2	9人	30.82
寒川町（改正案）		25人以下	5以内	5人以内	
茅ヶ崎市	58,760	84人以内	12	7人以内	34.8
大磯町	9,771	30人以内	3	5人	31.43
二宮町	8,789	21人以内	2	7人以内	28.62
葉山町	9,986	7人以内	1	7人以内	38
逗子市	18,413	20人以内	5	4人以内	43.7
三浦市	15,537	33人以内	2	4人	46.8
綾瀬市	21,155	30人以内	6	5人	33.7

介護認定認定者数の実績と推計

（第6次寒川町高齢者保健福祉計画 要支援・要介護認定者の推移と推計より算出）

年 度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H32	H37
	太字：実績			細字：推計				
高齢者人口 （65歳以上） 10月1日	10,279	10,737	11,357	11,832	12,103	12,362	13,137	13,342
要介護認定者数 （2号被保険者含む） 10月1日	1,248	1,323	1,410	1,507	1,714	1,871	2,288	2,806
年間審査件数 3月31日	1,377	1,398	1,541	1,658	1,885	2,058	2,517	3,087
年間審査会 開催数	49	50	50	50	54	54	54	54
1回の審査件数	27.3	28.0	30.8	34.6	34.9	38.1	46.6	57.2
1回平均30件に するための審査会 開催数					62.8	68.6	83.9	102.9